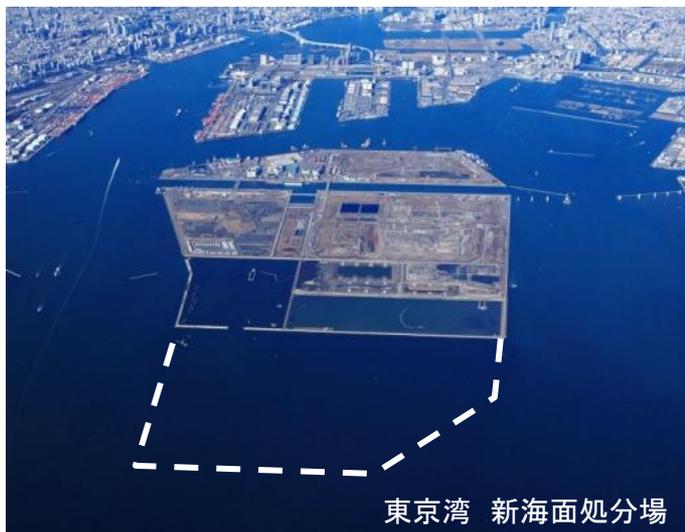


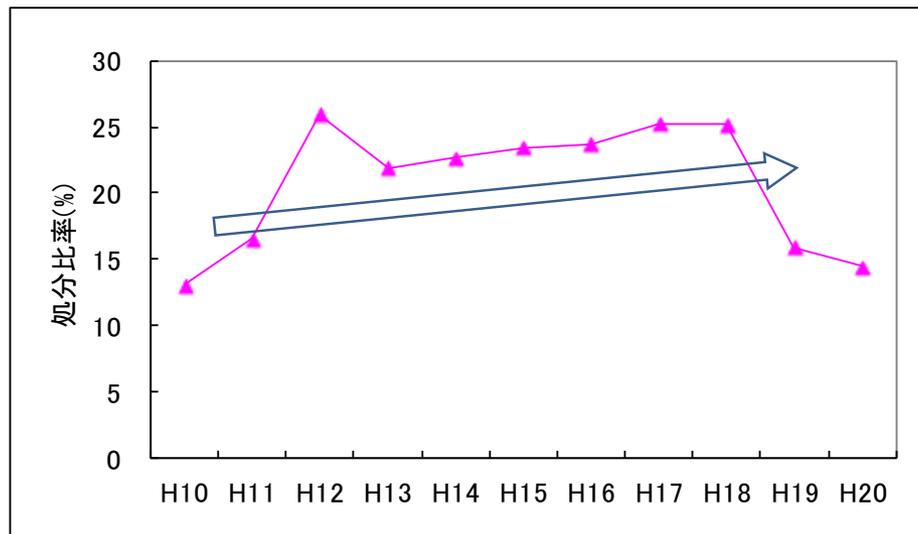
4. 海面処分場の計画的な整備

内陸部における処分場確保の困難性から、海面において処分される一般廃棄物の割合は15～25%で推移している。今後も、内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物については、港湾空間において計画的に受け入れることで、循環型社会の形成に寄与していく。

◆ 海面処分場の例

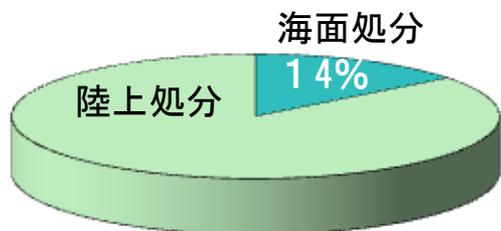


◆ 一般廃棄物の海面処分比率の推移(全国)



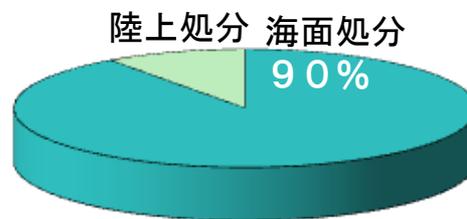
(環境省資料より国土交通省港湾局作成)

◆ 全国及び東京都の一般廃棄物海面処分比率(H20)



全国

全国 埋立処分量
(総量)808万³
(海面)117万³



東京都

東京都 埋立処分量
(総量)69万³
(海面)62万³

(環境省資料より国土交通省港湾局作成)

5. 広域地方計画における地域循環圏、バイオマスに関する取組

平成20年7月に閣議決定された国土形成計画(全国計画)において、新しい国土像実現のための戦略的目標のひとつとして『美しい国土の管理と継承』を掲げ、その中で循環型社会の構築を進めることを記載している。

この全国計画を基本として、平成21年8月に策定した広域地方計画においては、それぞれの広域ブロックで循環型社会の構築に向けた取組みをプロジェクト等として位置づけている。

循環型社会形成に関するプロジェクト等例

- 東北圏** ○民間企業、市民等が連携した使用済小型電気・電子機器の広域的回収システムの構築による非鉄金属の回収の推進
- 首都圏** ○リサイクル技術の研究開発の推進等によるバイオマス資源、建設廃棄物、家庭用電化製品等の再生利用の促進
- 北陸圏** ○エコタウン産業団地を核とした廃棄物の発生抑制・リサイクル、住宅やオフィス等の省エネ性能の向上等、富山市の環境モデル都市、エコタウン事業の取組の推進
- 中部圏** ○ゼロエミッション型コミュニティの形成を図るため、リサイクル施設等の基盤整備やゴミ減量・資源化の推進、リサイクルポート等、静脈物流の形成を始めとする循環型社会の構築に向けた取組
- 近畿圏** ○神戸港、姫路港及び舞鶴港における廃自動車、廃プラスチック等のリサイクル関連企業の立地やリサイクルポートの形成の推進、圏域内外との廃棄物輸送を行う静脈物流網の構築
- 中国圏** ○瀬戸内海沿岸の基礎素材産業集積地をリサイクル拠点として活用するため、廃棄物を船舶により共同輸送する瀬戸内静脈物流事業の推進による広域リサイクルシステムの構築
- 四国圏** ○リサイクル関連施設の充実、静脈産業の育成に努め、循環型社会の形成の推進
- 九州圏** ○循環型社会の構築に向けた広域的な拠点の形成のため、北九州市、大牟田市、水俣市におけるエコタウン事業の推進

バイオマスに関するプロジェクト等例

- 東北圏** ○東北バイオマス利活用推進連絡会議等による、バイオマスの新たな利活用による農林漁業・農山漁村地域の活性化、新たな戦略的産業の育成等の推進
- 首都圏** ○バイオマスタウンの構築等新エネルギー等の効率的な地産地消の推進
- 北陸圏** ○生ごみや下水汚泥、もみ殻、家畜排せつ物の堆肥利用や製材残材等の木質バイオマスのエネルギー利用等を旨とした各市町でのバイオマスタウン構築の推進
- 中部圏** ○地域で発生・排出されるバイオマス資源を、地域でエネルギー、材料等に変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムの推進
- 近畿圏** ○下水処理場等から排出される廃棄物系バイオマスや未利用バイオマスの利活用の推進、バイオマス資源を活用したバイオマスタウンの推進
- 中国圏** ○木質バイオマス等の資源利活用システムの構築に向けたバイオマスタウン構想策定及びそれに基づく施設整備の推進
- 四国圏** ○「那賀町バイオマスタウン構想」等の木質バイオマス利用の拡大に向けた残材収集・搬送システムの開発
- 九州圏** ○地域の実情に応じた総合的・効率的な利活用システムの実現を目指したバイオマスタウンやバイオマス燃料による地産地消の九州各地における展開

6. 東日本大震災からの復興に当たって

問題意識

- ◆被災地においては復旧・復興が最優先課題。全国的には電力需給のひっ迫が急務。
- ◆同時に、中長期的には、将来世代が安心して暮らせる持続可能性ある社会を形成する責務がある。

視点

- ◆環境との調和を図りつつ被災地の活力を取り戻す
- ◆安全・安心と環境が調和した計画や事業の実施 ◆復興を通じた環境負荷の低減
- ◆環境への配慮が被災地・被災者への負担とならないよう、環境との調和、経済発展、社会的公正の3つの視点のバランスのとれた持続可能な社会を目指す

取組

低炭素社会

- 環境負荷の少ない都市構造実現・交通対策
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 住宅・建築物の省エネ促進

等



《イメージ図：集約型都市構造》

自然共生社会/生物多様性保全

- 自然の持つ防災機能の活用
- 多自然工法の採用等、社会資本整備における生物多様性の観点への配慮
- 土地利用の再検討(干潟再生への活用等)

等

《多自然工法》



《干潟の再生》



循環型社会

- 膨大な災害廃棄物を可能な限り再利用(例)コンクリートくず→公園緑地、宅地盛土等
- 木材等の地域バイオマスのエネルギー源への活用

等

《災害廃棄物の再利用》



写真：朝日新聞

がれきの有効活用(土木構造物への再生材の利用)

浚渫土を埋立に利用

清水港(静岡市)の浚渫により発生した土砂を、同港の用地造成に利用(静岡県)



コンクリートがらを盛土材として利用

- ・津松阪港(三重県)の護岸工事で、旧護岸を撤去したコンクリート塊を破砕機で破砕し、土と混合し、新護岸の盛土材として利用(国土交通省)
- ・国営昭和記念公園(東京都)において、コンクリート塊を盛土材料として活用(国土交通省)



旧護岸の撤去状況



盛土転圧状況



コンクリート塊を盛土材料として利用した公園緑地

道路(伐採木を法面緑化に利用)

伐採木をチップ化し、一般国道9号 東伯(とうはく)・中山(なかやま)道路(鳥取県)において、法面の緑化材料として利用(国土交通省)



河川(掘削土を盛土材へ利用)

河道掘削による発生土を盛土材として利用(国土交通省)